

議案第45号

令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のとおり定めるものとする。

令和6年10月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

令和7年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

令和7年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 140名

愛媛県立松山西中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和7年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者

(2) 令和7年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、令和6年12月13日（金）午前9時から同月19日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月19日（木）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同

条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。) の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒(長形3号とし、必ず宛先を明記して110円切手を貼ること。)を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長(以下「小学校長」という。)を経て、志願先の中等教育学校の校長(以下「志願先中等教育学校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、2以上の公立中等教育学校(他の都道府県の公立の中高一貫教育校(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。)を含む。)に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が相当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和6年12月6日(金)までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和6年12月12日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。
- (5) 海外帰国児童等(ウに掲げる者をいう。以下同じ。)としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。
 - ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、小学校長を経て、令和6年12月6日(金)までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。
 - イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和6年12月12日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について

協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者ととともに県内に住所を有する者又は令和7年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和6年12月12日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を令和6年12月25日（水）から同月27日（金）まで又は令和7年1月6日（月）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、令和6年12月25日（水）から令和7年1月6日（月）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和7年 1月9日 (木)	8:50	集合（志願先中等教育学校）
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適性検査
	11:50～12:40	（昼食）
	12:40～	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き（無地）、弁当

ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意

欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、令和7年1月16日（木）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。
- (2) 中等教育学校長は、令和7年1月16日（木）午前9時から同月22日（水）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付する。

12 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和7年1月16日（木）から1月間とする。
なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。
- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の中等教育学校に送付することにより行うこと。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月16日（木）にあつては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。
- (5) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和7年1月16日（木）の入学予定者の発表後から同月24日（金）午後4時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4

時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和7年3月31日(月)までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

議案説明

愛媛県県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）第48条の4の規定により、令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定めようとするものである。

令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項の概要

1 募集人員

第1学年の募集人員は、次のとおり。

愛媛県立今治東中等教育学校	140名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名

2 出願期間

令和6年12月13日（金）午前9時から同月19日（木）正午まで

3 出願手続

- (1) 入学志願書、入学志願理由書、受検票等を、小学校長を経て、志願先中等教育学校長に提出
- (2) 県外からの入学志願者は、県外からの入学志願事由書を添付
- (3) 受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合、小学校長が特別措置願を志願先中等教育学校長に提出

4 作文、適性検査及び面接

(1) 期日及び検査場

令和7年1月9日（木） 志願先の中等教育学校

(2) 内 容

ア 作 文 作文の字数は、600字程度

イ 適性検査 入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うもの

ウ 面 接 グループ面接

5 入学予定者の選考

- (1) 中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考
- (2) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、それぞれ50点満点として評価

6 入学予定者の発表

令和7年1月16日（木）午前9時 当該中等教育学校において受検番号を掲示
教育委員会が指定するウェブページにも掲載

7 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求を行うことができる期間は、令和7年1月16日（木）から1週間
- (2) 開示内容については調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

8 入学予定者の欠員の補充

入学辞退等により入学予定者に欠員を生じた場合には、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者として補充

9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。